

敦賀市新庁舎議場等会議システム設置工事仕様書

1 概要

(1) 目的

本工事は、敦賀市新庁舎の建設に伴い、新たに整備する議場や委員会室等の諸室に、音響設備や映像設備を始めとする会議システム（以下「システム」という。）を設置することで、議会運営の効率性や確実性を確保し、また、議会情報の公開の促進及び充実を図り、さらに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく、開かれた議会の実現を目的に整備するものである。

(2) 基本事項

本工事は、敦賀市新庁舎建設に伴い設置するシステムであり、必要最低限の機能的要件を示している。これを踏まえて設置運用及び機器選定の提案を求めるものである。

(3) 工事の範囲

工事の範囲は、システムの構築・設置・設定・調整・配線・試験・研修・運用・サポート等全般とし、実施に伴う関係機関への連絡、打ち合わせ等も含むものとする。

(4) 工期

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

電力受電は、建設工事において令和3年2月を予定。

(5) 提案限度額

92,468,200円（消費税及び地方消費税含む）

(6) 提出物

工事完了時の成果物として、完成図書を提出すること。

また、指定したファイル形式で作成し、電子媒体に記録したものも納入すること。

完成図書の概要は次のとおりとする。

・操作運用マニュアル／取扱説明書	3部
・システム説明書	3部
・機器仕様一覧（機器のカタログ）	1部
・本システム構成図	1部
・ラックマウント図	1部
・配線等が分かる図面	1部
・試験結果報告書	1部
・打ち合わせ時の記録簿	1部
・その他発注者より指示のあったもの	1部

(7) 完了検査

引き渡し前までに関係機関との間において設置機器の動作確認を行うこと。また、

発注者と協議を行い、設置直後に行われる議会前に操作テストを行うこと。

(8) 契約不適合責任期間

敦賀市工事請負契約約款の内容を遵守すること。

2 システムの仕様

(1) 基本機能

システムの基本的な機能は次のとおりとする。

ア 本会議や委員会等を円滑に運営するために発言者以外の者が明瞭に発言を聞き取ることができるように発言者の音声を適正に拡声する機能

イ 本会議や委員会等の会議録作成のために必要となる音声を長時間にわたり高品質で録音する機能

ウ 議場で行われる会議について、イントラネット及びインターネット生中継・録画放送業務を行える機能

エ 庁舎内テレビ配信を行える機能

オ 議会映像にテロップを表示する機能

カ 発言残時間、議員数、賛否の状況等を表示する機能

キ 会議の開始、発言終了等を事前に議員等に周知する機能

ク 会議開始を周知するための本鈴及び予鈴機能

(2) 議場

ア 概要

①本設備は、議会運営を円滑に行う事を目的とし、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できると共に運営の省力化を実現できるシステムを構築する。

②議会運営に関わる全ての操作を液晶タッチパネルにて行う事ができるものとする。

③フルデジタル方式の会議マイクシステムを各席に設置し、拡声を行うと共に、断線対策及びハウリングが起きにくい明瞭度の高い集音・拡声を実現する。

イ 制御装置

①制御装置（セキュリティ、OSサポート等の観点からパソコンでないものが望ましい）を理事者控室の機器収納架に設置し、操作は議場内に設置された液晶タッチパネル（23型程度）より行えるものとする。

タッチパネル操作装置はパソコン使用を可とする。

②発言残時間・議員数・採決結果、議会情報・発言残時間のみの映像に対応すると同時に、発言者選択等の操作による各カメラ映像の切替え及びテロップ文字の合成描画処理を行えるものとする。

③操作画面及び各種議会運営操作に対応し、タッチパネル画面上で配信映像及び次に表示したい映像確認を行うことができるものとする。また、操作状況や

発言者選択による配信映像の切替えなどが連動できるものとする。

④瞬停対策としてUPSを設置すること。

ウ 議場ソフトウェア 操作機能

- ①タッチパネル操作は、ドラッグアンドドロップ操作等の最新機能に対応し、議会事務局員の操作負担を最大限に軽減するものとする。操作方法は、指・タッチペン・マウス等のインターフェースに対応し、最短かつ簡単な操作で目的の動作に到達できる操作性を有すること。
- ②タッチパネル画面で配信中映像及び待機中映像が視聴でき、カメラ・マイク・登録テロップが連動して表示されるものとする。
- ③個別マイク音量操作、マイクのみON/OFF操作、カメラテロップのみON/OFF操作が行えるものとする。
- ④不特定の発言者が入る座席（演壇、質問席）については、登壇者の割付けをドラッグアンドドロップ操作にて、素早く簡単に行えらるとともに、発言者テロップ（会派・議員氏名または理事者役職名）及び発言者席に割付けられたマイク音量値も自動的に設定されるものとする。
- ⑤演壇及び質問席については各登壇者の背丈によるカメラの画角操作を行う必要が無い様、予め設定することができるものとする。
- ⑥各席に設定されたカメラポジション以外のプリセットポジション（投票、理事者全景、議員全景、議員登壇中、議場全景等）を登録でき、タッチパネル操作による手動選択にて、瞬時に呼び出し、カメラ映像（登壇中の議員等）を切替できるものとする。
- ⑦テロップパターンは以下の表示が可能なものとする。
 - ・会派名、発言者名
 - ・委員会名、発言者名
 - ・休憩中や議会状況の説明（提案説明・一般質問・委員会報告、採決等）
- ⑧テロップパターンは発言者に設定された情報を連動表示する以外に、あらかじめ登録されたテロップ文字の表示にも対応できるものとする。
- ⑨テロップ文字の入力や設定等のテロップファイルデータ作成を職員にて行うことができるものとする。
- ⑩テロップ文字列は、視聴している市民がわかりやすいように、定例会名、状況（一般質問、採決など）、会派名及び議員名など、複数のテロップ文字列に対応できるものとする。
- ⑪テロップ文字は議員氏名等で使用される旧字・外字（JIS2004準拠）に対応できること。該当しない文字については別途フォント追加ができること。（ビットマップによるフォント作成対応は、認めない）
- ⑫不特定の発言者が入る演壇及び質問席については、会議中に、随時、職員が容

易に必要なテロップを表示することができること。

- ⑬テロップは、閉会中や休憩中、散会后などにおいて、改選後などの議員名、役職名等の変更、人事異動後の職員名、役職名等の変更などに、職員が随時、容易に変更できるものとする。
- ⑭操作の負担軽減として、議会運営（一般質問、採決など）に合わせた送出パターンを設定することで、容易に行えること。
- ⑮発言残時間タイマーのスタート・ストップは、素早い操作が行えるものとする。また、テンキーによる時間入力が行えること。
- ⑯発言残時間入力は、一般質問や討論など規定時間をプリセット時間として登録でき、選択する事で瞬時に時間入力が行えること。
- ⑰録音録画操作（録音・録画開始、一時停止・停止）を簡単に行う事ができること。また、記録可能時間の表示を行うこと。
- ⑱会議マイクユニットやカメラ等の各制御機器に不具合等が発生した時に、不具合が発生した事とその機器が確認できる機能を有すること。また、会議マイクユニットについては不具合が発生したマイクユニットの座席名が表示できること。
- ⑲操作画面レイアウトデータはハードディスクが許す限り登録が可能なこと。
- ⑳座席レイアウト画面、議員／理事者名（ボタン・テロップ名）、議長／副議長設定、会派設定、委員会設定、マイク音量値、カメラ設定など、議会事務局員が簡単に編集及び設定できること。また、委員会名や会派名の追加編集も行えること。
- ㉑発言ログデータ及びシステムエラーログデータを保存・取出しが出来ること。
- ㉒電子採決システムに対応した機能として、採決結果表示は集計賛否及び個別賛否結果表示に対応できること。採決結果は、議案及び議員ごとに賛否情報を含めたデータを保存・取出しができること。また、「採決議案の登録及び表示方法の設定」「議員による採決操作状況及び採決結果を議長席及び事務局長席にて確認」「採決結果の議案ことに賛否情報を含めたデータの保存・取出」の機能を有すること。
- ㉓タッチパネルの画面表示は、実際の議場のレイアウトに沿い、視覚的に見やすく操作しやすいレイアウトとする。また、議員席や理事者席のレイアウト変更などについても、職員がいつでも容易に対応することができるものとする。
- ㉔座席レイアウト画面、議員・理事者名（ボタン・テロップ名）、議長・副議長設定、会派設定、委員会設定、マイク音量値、カメラ設定など、職員が簡単に編集及び設定できること。
- ㉕議員が発言に集中するために、発言制限時間終了の3分前と発言制限時間終了時に、ブザーで自動的に知らせることができるものとする。

エ 音響設備

①有線デジタル方式の会議マイクユニットを以下の各席に設置する。

・議長席	1席
・演壇	1席
・質問席	1席
・議員席	24席
・理事者席	20席
・事務局長席	1席

配線はLANケーブルのみで、ループ接続を行う事で、断線等のトラブルが発生しても、音切れなく議会の継続が可能であること。また機器故障時における迅速な修理対応や代替器の素早い手配が可能なものとする。なお、議長席、演壇、質問席は確実な集音を行うためマイクを2本設置すること。

②各席には起立発言時でも確実な集音が可能とするためのグースネックマイク（550mm程度）を設置すること。マイクは発言者に合わせた微調整が可能な2か所以上の可動箇所を設け、マイクのON状態が視認しやすい様、先端にライトリングを設けること。

③各席の会議マイクユニットは卓上型とする。

④各席ユニットには発言要求スイッチを設け、タッチパネル上に要求者が分かるよう表示できる機能を有すること。

⑤演壇及び質問席には、バックアップ用のグースネックマイク及びマイクコンセントを各1台設置すること。

⑥議員席及び議長席に採決ボタン（3択）を設け、採決結果を各液晶ディスプレイに表示できること。なお、採決ボタンはマイクに付帯するものも可とする。

⑦個々の会議マイクユニットのマイク音量調整及び音量値の登録が可能であり、議席レイアウトごとに音量値の登録が可能であること。

⑧議場内壁面に集音マイクを設置し、不規則発言の集音や会議マイクのバックアップ集音を行うこと。集音マイクの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。

⑨閉会ブザーが再生できること。音源は制御装置内に収録でき、タッチパネルにより鳴動操作ができること。なお音源はユーザーによる変更が行えるものとする。

⑩議場内の拡声は各席に設置された会議マイクユニットのスピーカーによる拡声とメインスピーカーによる拡声が行えるものとする。メインスピーカーの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。

⑪デジタルワイヤレスマイクを2本（ハンド型）、充電器を1器設置すること。

⑫入出力音声レベル調整及びハウリング対策等の音響調整機能を有したデジタルシグナルプロセッサを設置すること。

- ⑬長時間録音が可能でMP3またはWAV形式に対応したデジタルレコーダーを設置すること。対応メディアはSDカードとUSBとし、同時録音またはリレー録音可能な機器とする。
- ⑭記者席用の音声出力端子、AC100V出力を7か所設けること。
- ⑮傍聴席、議員席及び理事者席の難聴者対応として難聴者用磁気ループ配線を設置し、磁気誘導方式により持込みの補聴器でも音声聴こえる機能を有すること。また、磁気ループ専用受信機を10台用意すること。
- ⑯万が一、操作運用機器の不具合が発生した場合、会議マイクシステム単独でのマイク運用（手動マイク操作または自動マイクON）が可能であること。
- ⑰タッチパネルから発言者のマイクのスイッチを入切できるものとする。ただし議長席などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニットの数量は3台とし、場所は、議長席、質問席、演壇とする。
- ⑱会議録の作成や発言の確認等に活用するため、長時間高品質の録音可能な機器を設置すること。録音の開始、一時停止、再開及び停止について、職員が容易に操作席タッチパネルで操作できること。

オ 映像設備

- ①発言者及び議場内撮影用にフルハイビジョン対応可動カメラを3台設置する。設置場所は議場前方壁に1台、議場後方センターに2台設置する。前方には議員全景撮影用に広角固定型カメラを1台設置する。固定カメラは可動カメラと連結されたものも可とする。
- ②可動カメラの回転台、ズーム操作を行う為のカメラリモコンを議場内操作席に1台を設置する。
- ③議場内表示用として、液晶ディスプレイ（65型程度）を壁面に2か所設置する。送出可能な映像は発言残時間、配信映像、採決結果映像ができること。
- ④傍聴席表示用として、液晶ディスプレイ（55型程度）を壁面に2か所設置する。送出可能な映像は発言残時間、配信映像、採決結果映像ができること。
- ⑤庁舎内テレビ配信、インターネット及びイントラネットに議会映像配信用として、配信映像をHD-SDI信号で送出すること。
- ⑥庁舎内テレビ配信のため、OFDM変調器を設置すること。
- ⑦各送出先への送出映像選択は、操作席のタッチパネルより行えること。また、煩雑な操作の負担軽減として、議会運営（一般質問、採決など）に合わせた送出パターンを設定することで、簡単に行えること。
- ⑧演壇、質問席及び操作席に電子資料表示機器（タブレット端末等）の接続が可能なHDMI端子を設けること。
- ⑨議会配信映像の録画を行う為、フルハイビジョン対応BD/HDDレコーダー

を設置すること。

- ⑩カメラごとに撮影する対象者を設定することができ、また、発言者ごとに最適なレンズの角度、方向、大きさなどを設定することができるものとし、タッチパネルの操作により、発言者を撮影するカメラに瞬時に切り替わり、かつ、最適なレンズ角度などで発言者を撮影することができるものとする。
- ⑪タッチパネルを操作することで、会議中に容易に職員が一人で、カメラのレンズを上下、左右に動かしたり、最適な角度や方向に微調整を行うことができるものとする。さらに、撮影映像を拡大したり縮小したりすることができ、かつ、焦点の微調節なども操作することができるものとし、放送する撮影カメラの切り替えを容易に行える機能を有するものとする。
- ⑫不特定の発言者が入る演壇及び質問席については各登壇者の背丈によるカメラの画角操作を行う必要が無い様、予め設定することができるものとする。
- ⑬映像切替えの際には、視聴者が視聴しやすい映像となるよう、画面には移動中のカメラの映像は表示せず、他のカメラに切り替わり、完全に次の発言者にカメラが切り替わった後に、移動後のカメラに切り替わることとし、これらの一連の操作を自動でできるものとする。
- ⑭各席に設定されたカメラポジション以外のプリセットポジションを登録でき、タッチパネル操作による手動選択にて、瞬時に呼び出し、カメラ映像を切替えるものとする。
- ⑮撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し、自動的に表示することができるものとする。
- ⑯開議前、休憩中、散会后において、放送用としてテロップを表示した静止画などの外部映像に切り替えて表示することができるものとする。この操作もタッチパネルで行うことができるものとする。
- ⑰議長席に議会情報映像（発言残時間、議員数、採決操作状況及び採決結果）表示用に液晶ディスプレイ（13型程度）を1台設置すること。
- ⑱操作席に議会情報映像（発言残時間、議員数、採決操作状況及び採決結果）表示用に液晶ディスプレイ（10型程度）を1台設置すること。
- ⑲演壇及び質問席に議会情報映像（発言残時間、議員数、採決操作状況及び採決結果）表示用に液晶ディスプレイ（7型程度）を各1台設置すること。
- ⑳理事者控室内に移動型液晶ディスプレイ（32型程度）を1台設置すること。

カ 通信設備

今後、無線LANネットワーク（ペーパーレス会議システム）を整備する可能性があるため、音響設備のワイヤレスマイク等においては、周波数が干渉しないようにすること。

キ その他

- ①議場で開催する本会議等の会議終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や発言者の氏名、発言場所等を本会議等運営システムからテキストデータ等で取得することができるものとする。
- ②会議の開始等を号鈴で知らせる。号鈴の操作機器は事務局長席、操作席、議会事務局室に設置し、職員が操作することにより、号令を鳴らし、会議の開始等を知らせることができるものとする。なお、号令は、議場内表示用ディスプレイ、傍聴席表示用ディスプレイと議場、傍聴席、理事者控室のスピーカーから発信する。
- ③操作に必要な機器は、原則として操作席に設置するものとし、操作に不要な機器は機器収納架内に設置するものとする。

(3) 委員会室

ア 概要

- ①本設備は、委員会運営を円滑に行う事を目的とし、委員会運営に必要な音響機器の一元管理を行い、簡単に操作できると共に運営の省力化を実現できるシステムを構築する。
- ②ワイヤレス方式の会議マイクシステムを各席に設置し、拡声を行うと共に、ハウリングが起きにくい明瞭度の高い集音・拡声を実現する。

イ 音響設備

- ①外部からの電波の影響を受けないワイヤレス会議マイクを以下のとおり任意の席に設置する。電源は長時間運用可能な、ACアダプタを使用できるものとする。また、バッテリーチャージャーを各委員会室に整備する。台数は各委員会室のマイクを一度に充電できるものとする。
 - ・第1委員会室 19席
 - ・第2委員会室 21席
 - ・第3委員会室 21席
- ②会議マイクには、発言ボタン、イヤホン端子を搭載し、着座発言と立位置発言に対応したマイク長さ（580mm程度）とし、マイクは向きを発言者の口元に操作しやすいグースネックマイクで可動部を2か所設けること。
- ③発言者がマイクONになっていることを確認しやすいよう、マイク先端にライトリングを設けること。
- ④会議マイクの同時発言台数は4台とする。
- ⑤会議マイクの無い座席での発言を考慮し、会議マイクシステム対応のワイヤレスハンドマイクを各委員会室に1本及びマイクバッテリー充電器を1器設置する。なお、ワイヤレスハンドマイクのチャンネル設定は、会議マイクシステムの同時発言数を確保する為、すべて同一チャンネルとし、発言者のみ1台のマ

イクをONで使用することとし、ワイヤレスハンドマイクの複数同時使用は不可とする。

- ⑥会議マイクが故障した場合、別の会議マイクと交換し、マイクIDの設定変更を行う事で委員会運営の継続が可能であること。
- ⑦各席に設置された会議マイクの入力音量値について、着座者に対応して事前に設定することができるものとする。
- ⑧不規則発言やマイク操作ミスによる発言者音声の取りこぼしを考慮し、天井埋込型集音マイクを設置すること。台数は効果的、かつ経済的な台数とする。
- ⑨各種入出力の音量調整を行うデジタルスマートミキサを設置する。また、音声入出力の設定はフロントパネルから行なうことができるものとする。
- ⑩長時間録音が可能でMP3またはWAV形式に対応したデジタルレコーダーを設置すること。対応メディアはSDカードとUSBとし、同時録音またはリレー録音可能な機器とする。
- ⑪委員会室内の拡声は会議マイクユニット内蔵のスピーカーと天井スピーカーによる拡声を行うものとする。天井スピーカーの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。

ウ 映像設備

今後、カメラを導入し、各委員会室で開催する会議について、庁舎内テレビ配信、インターネット及びイントラネット生中継・録画放送を行う可能性があるため、それらを考慮した製品を選定した機器構成とすること。

エ 通信設備

今後、無線LANネットワーク（ペーパーレス会議システム）を整備する可能性があるため、音響設備のワイヤレスマイク等においては、周波数が干渉しないようにすること。

(4) 全員協議会室

ア 概要

- ①本設備は、協議会運営を円滑に行う事を目的とし、協議会運営に必要な音響機器の一元管理を行い、簡単に操作できると共に運営の省力化を実現できるシステムを構築する。
- ②ワイヤレス方式の会議マイクシステムを各席に設置し、拡声を行うと共に、ハウリングが起きにくい明瞭度の高い集音・拡声を実現する。

イ 音響設備

- ①外部からの電波の影響を受けないワイヤレス会議マイクを任意の46席に設置する。電源は長時間運用可能なACアダプタも使用できるものとする。また、バッテリーチャージャーも合わせて整備する。台数は全員協議会室のマイクを一度に充電できるものとする。

- ②会議マイクには、発言ボタン、イヤホン端子を搭載し、着座発言と立位置発言に対応したマイク長さ（580mm程度）とし、マイクは向きを発言者の口元に操作しやすいグースネックマイクで可動部を2か所設けること。
- ③発言者がマイクONになっていることを確認しやすいよう、マイク先端にライトリングを設けること。
- ④会議マイクの同時発言台数は4台とする。
- ⑤会議マイクの無い座席での発言を考慮し、会議マイクシステム対応のワイヤレスハンドマイクを2本及びマイクバッテリー充電器を1器設置する。なお、ワイヤレスハンドマイクのチャンネル設定は、会議マイクシステムの同時発言数を確保する為、すべて同一チャンネルとし、発言者のみ1台のマイクをONで使用することとし、ワイヤレスハンドマイクの複数同時使用は不可とする。
- ⑥会議マイクが故障した場合、別の会議マイクと交換し、マイクIDの設定変更を行う事で協議会運営の継続が可能であること。
- ⑦各席に設置された会議マイクの入力音量値について、着座者に対応して事前に設定することができるものとする。
- ⑧不規則発言やマイク操作ミスによる発言者音声の取りこぼしを考慮し、天井埋込型集音マイクを設置すること。台数は効果的、かつ経済的な台数とする。
- ⑨各種入出力の音量調整を行うデジタルスマートミキサを設置する。また、音声入出力の設定はフロントパネルから行なうことができるものとする。
- ⑩長時間録音が可能でMP3またはWAV形式に対応したデジタルレコーダーを設置すること。対応メディアはSDカードとUSBとし、同時録音またはリレー録音可能な機器とする。
- ⑪全員協議会室内の拡声は会議マイクユニット内蔵のスピーカーと天井スピーカーによる拡声を行うものとする。天井スピーカーの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。

ウ 映像設備

- ①移動型液晶ディスプレイ（55型程度）を1台設置すること。
- ②今後、カメラを導入し、全員協議会室で開催する会議について、庁舎内テレビ配信、インターネット及びイントラネット生中継・録画放送を行う可能性があるため、それらを考慮した製品を選定した機器構成とすること。

エ 通信設備

今後、無線LANネットワーク（ペーパーレス会議システム）を整備する可能性があるため、音響設備のワイヤレスマイク等においては、周波数が干渉しないようにすること。

3 今後の拡張性

- (1) 必要に応じたカスタマイズが可能な拡張性を有すること。

- (2) 今後、全員協議会室及び各委員会室にカメラを導入する可能性があり、それらを考慮した製品を選定した機器構成とすること。
- (3) 議場、全員協議会室及び各委員会室において、無線LANネットワーク（ペーパーレス会議システム）を導入する可能性があるため、音響設備のワイヤレスマイク等においては、周波数が干渉しないようにすること。

4 セキュリティ機能

システムのセキュリティ確保のために、次のセキュリティ対策を実施すること。

- (1) 本システムの利用に関しては、事務局職員以外は操作できないようユーザーID、パスワード等の認証による制限を設けること。
- (2) システムの外部環境との接続に関しては、不正利用を防止する措置を設けること。
- (3) その他、必要に応じたセキュリティ対策を実施すること。

5 保守、メンテナンスについて

- (1) マニュアル、説明書を参照し、職員が日常のメンテナンスができるなど保守メンテナンスが容易であること。
- (2) システムを長期的・安定的に運用するため、定期点検を含む保守業務の方針を概算費用も含め提案すること。

6 共通項目

- (1) モニターや録画機器、録音機器は、システムが快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。
- (2) 各マイクユニットや開会用ブザーユニット、集音用マイク、議場内スピーカー等のシステムは、快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。
- (3) システムコントローラーやタッチパネル、ディスプレイ、スイッチングハブ等は、快適・安全に稼働する製品を選定すること。また、議会映像配信ソフトウェア等はカメラ操作やテロップ操作等自動表示が可能な利便性のあるソフトウェア等とすること。
- (4) 利便性、可用性、安全性と構築・運用・保守に係る費用面を考慮した十分な実績がある製品を提案すること。
- (5) 本仕様書に記載のないものでも、本工事の設備を運用するにあたり必要な機器、機材、配線等の部材も含めて設置すること。
- (6) 現庁舎では、議場映像及び音声を議会中継室において業者委託により編集（映像切り替え、テロップ作成等）し、生中継及び録画を行っていることを踏まえて、操作席議会事務局員の負担を最大限に軽減する提案を行うこと。
- (7) 市庁舎建設工事及び議場内什器設置工事等同時期、同場所において施工する業者と綿密な連絡調整を行い、互いの業務に支障なく効率的に業務を行えるよう取り計らうこと。

7 特記事項

本仕様書は、本工事の基本的な内容について示すものであるが、本工事の設置・運用を支障なく行うため、この仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本工事を遂行するため必要な事項はすべて受注者側が考慮のうえ提案すること。